

## 単位自治会（区）の適切な規模確保についての指針

### ○自治会（区）とは

同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る任意の組織。

\*同一地域とは、市民が地域社会で生活するなかで、地形や歴史的要因を背景に、一定の集落を構成し、あるいは各種の祭礼（神社や秋祭り、葬礼など）や行事（道普請、草刈、用水管理など）を共同体として行うという連帯意識を住民同士が持っている区域をいう。

### ○瑞浪市における自治会構成世帯の全体的な動向

- 1、世帯あたり構成員数の減少（核家族化）
- 2、高齢者世帯と単身高齢者世帯の増加（高齢化）
- 3、自治会加入率の低下（市民の価値観変化、環境変化、世帯の分離）
- 4、周辺地域と市街地中心部における人口と世帯数の減少
- 5、子どもの減少（少子化、高齢化）

### ○上記の要因が小規模自治会に与える影響と課題

- 1、住民の高齢化や世話役となれる人材の不足により、役員のなり手の不足、役員の負担増（兼職）などという問題が、起こっている。
- 2、構成員の減少、少子高齢化の進展により、自治会の諸活動への参加者が減り、各種事業の実施が難しくなっている。  
(例) 共同作業（環境整備等）、祭礼、子ども会等の行事
- 3、災害発生時（地震・豪雨・火事等）には、区自体の規模が小さいことから、区民同士の共助の活動が組織的に展開できない可能性が高くなっている。

### ○自治会の活動を維持するための自治組織の見直しについて

居住区域の面積や地理的条件を勘案して、自治会が一定の共同活動が行える規模を持つことが望ましい。

望ましい規模は、一概に言えないが、小規模な区ほど自治活動に支障をきたしていると考えられる。

自治会規模の拡大のための方法としては、次の3つのかたちが考えられるが、

①または②の方式が、現実的であると考えられる。

① 連合区

従前の区組織はそのまま組（区）として存続させ、区長及び各種の役員を共同で選出する。

地域行事は、従前どおりの形で実施する。

メリット：市、学校、社会福祉協議会や地区区長会等が開催する各種会合に出席する役員数を減少させることで、住民と役員の負担を減少させることができる。

デメリット：新たに連合区会を組織して、各種の決定や情報提供をすることが必要となる。

② 編入合併

小規模な区を組または複数の班として大きな区に編入合併する。

この場合、編入された区で実施されていた地域行事について、できるものについて、合同で実施する。

メリット：市、学校、社会福祉協議会等が開催する各種会合に出席する役員数を減少させることにより、住民の負担を減少させることができるだけでなく、共通して実施してきた事業（敬老会、子ども会）も統合して実施できる。

合併により、増加する役員は組長や班長であり、それぞれの持っていた区長、その他の役員を半減することができ、役員の兼務を減らすことができる。

デメリット：一人ひとりの役員がカバーする対象者、区域が増加する。

③ 新区設立

従前の区・組・班の組織を完全に白紙に戻し、合併する区域で新区を立ち上げ、現状にあった区・組・班に再編成する。

メリット：編入合併のメリットに加え、市街化・過疎化等により世帯数が不均衡になったり、区域が入り組んでいる組・班についても再編することができる。

デメリット：編入合併のデメリットに加えて、住民の個人的感情により、新たな組・班編成に対する理解を得ることが難しい。

○住民自治組織の変更にあたっての問題点と解決について

① 財産等の帰属、管理に係る問題

ア 不動産の取り扱い

集会場、共有山林、墓地、農業施設等について、新たな区で共有することが難しいものについては、合併前の区を単位として地縁団体を設立し旧区住民の共有財産として、合併後も財産を所有することができる。

(注) 既に地縁法人として認可されている場合は、1 地域で 2 重の法人設立はできないため、注意が必要。

イ 積立金・内部留保等の取り扱い

公民館や共同墓地等の改修などの目的で積み立てられている基金等が存在している場合は、実情に応じて、新区に引き継ぐか、または新区の会計から切り離し管理する必要がある。

単に決算剰余金がある場合は、いったん精算し、余剰分を区民へ返還する。(新区の運営に一定の資金が必要な場合は、改めて構成世帯から徴収する。)

② 各種の地域行事に関する問題

ア 合併前に実施している祭礼・共同作業等各種行事や地域伝統の催し物の取り扱い

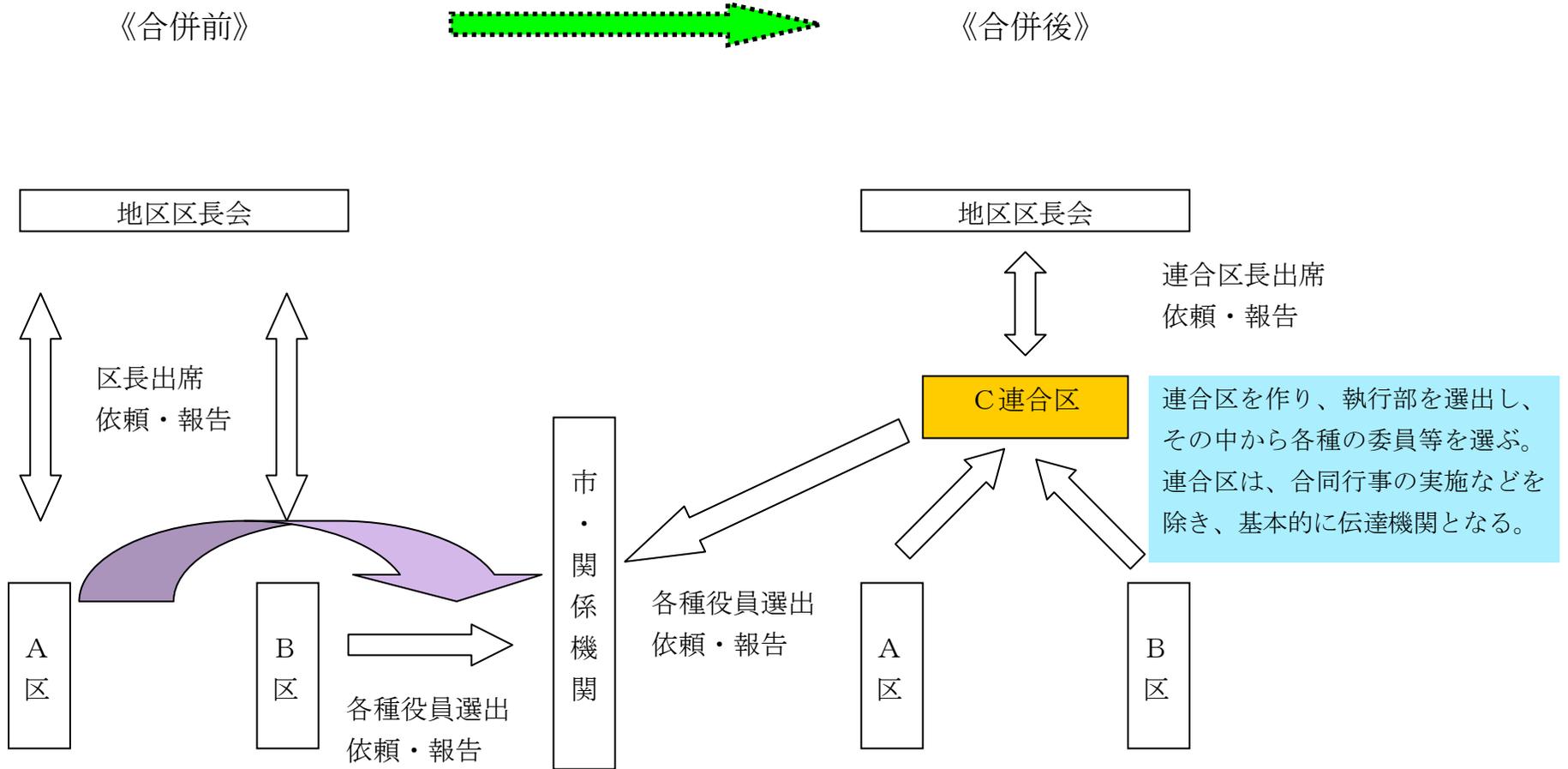
各種の行事については、新区で合同実施できるものと旧区(新組、班)独自の行事とに区分し、合同実施できるものについては新区で開催する。

○市の支援内容

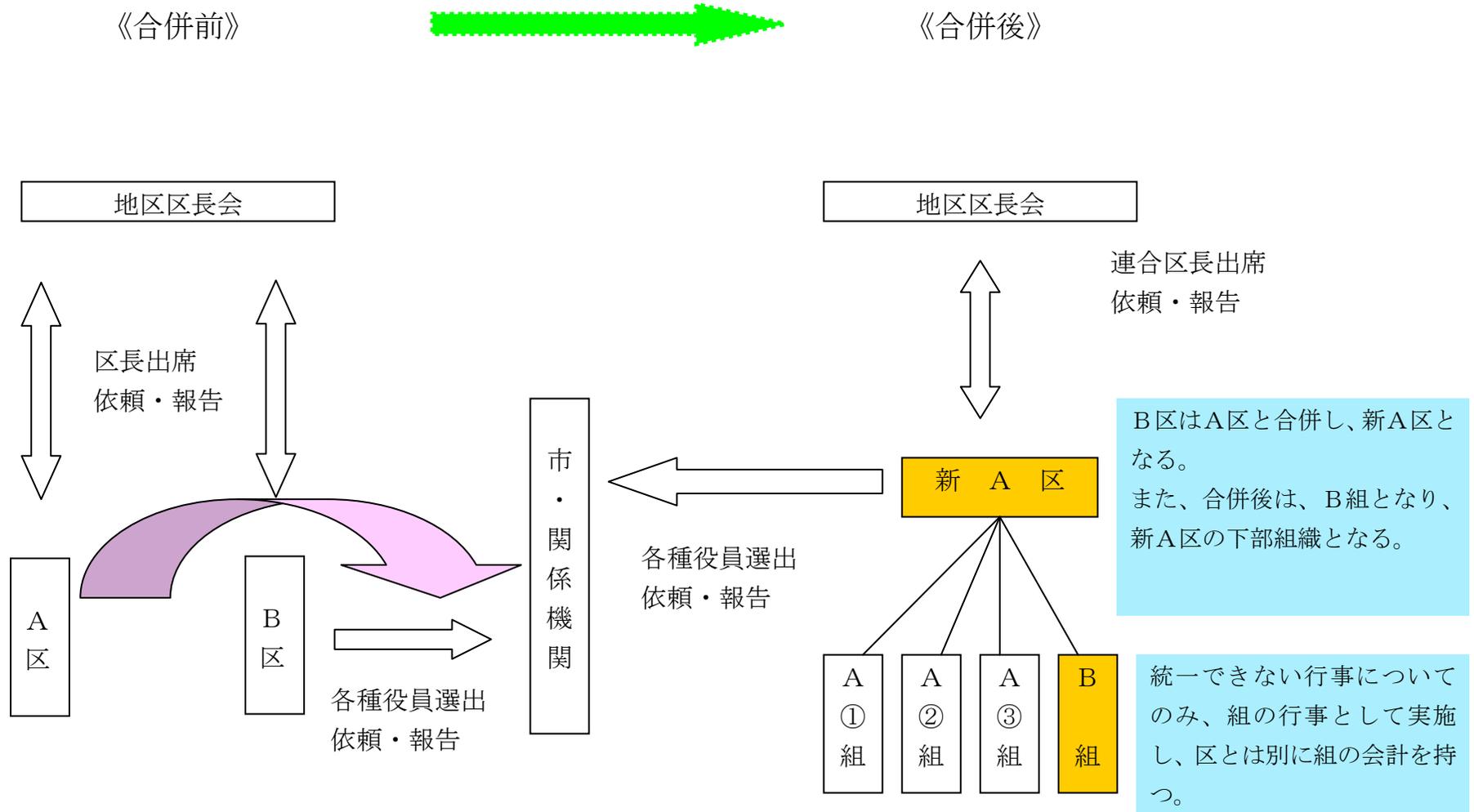
① 小規模区において、合併を検討される際には、市民協働課が合併のメリット・デメリット等の説明の機会を設け、相談対応する。

② 地域で合併等に合意が得られた段階で、事務的な手続きで分からないことがあれば、市民協働課が窓口となって対応する。

# ① 連合区のイメージ



## ② 編入合併のイメージ



### ③ 新区設立のイメージ

